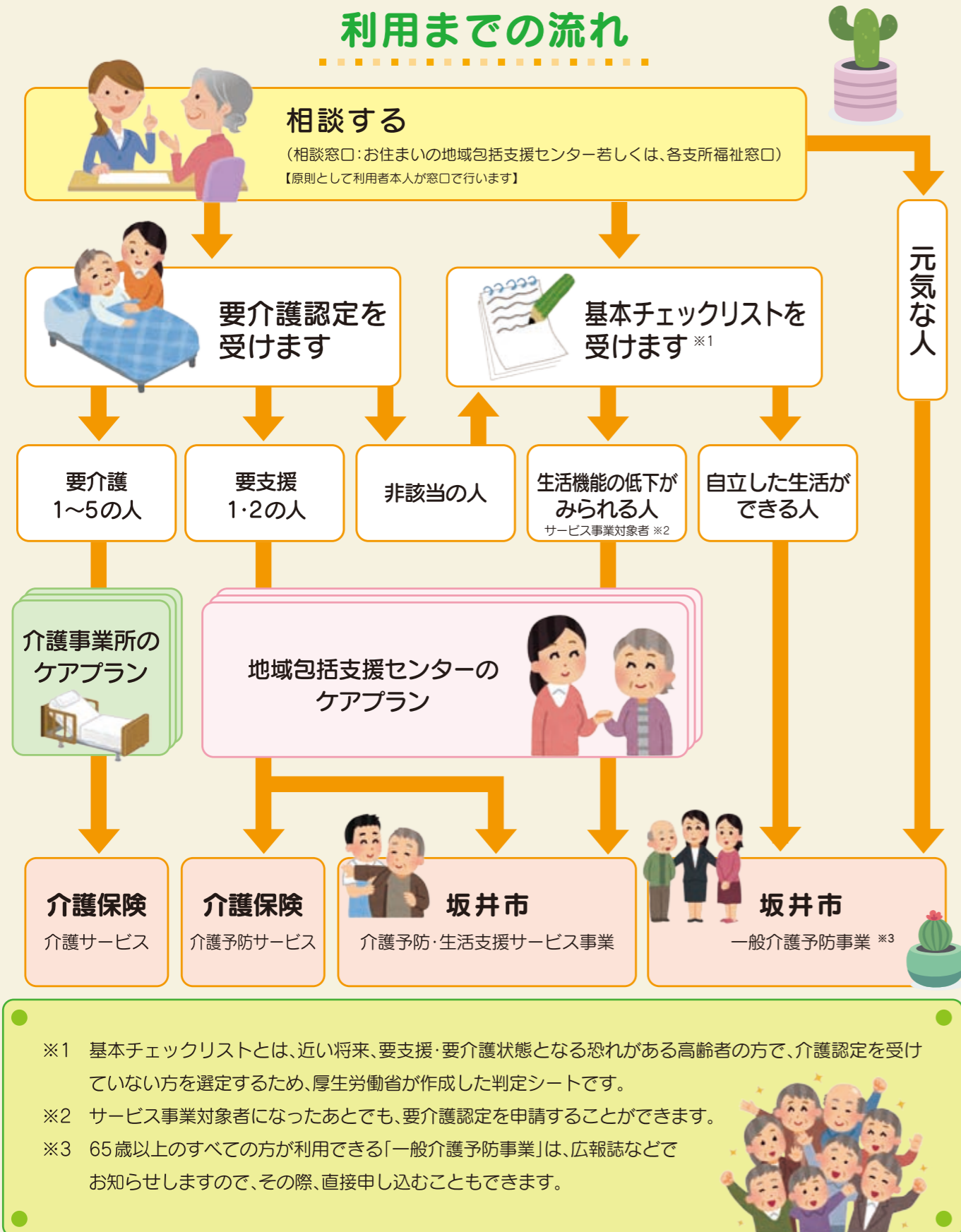


# 65歳以上すべての方が対象となる介護・予防サービス

介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの身体状況・生活状況に合わせた色々なサービスを利用することができます。いつまでも健康で自立した生活が送れるよう新しい総合事業を利用しましょう。

## 利用までの流れ



# 介護予防・生活支援サービス事業で利用できるサービス

(対象者: サービス事業対象者、要支援1・2の人)

## 訪問型サービス

◆ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活支援を行います。



サービス名称	介護予防訪問介護相当サービス いままでのホームヘルプサービスと同じ	訪問型サービスA サービス内容を一部簡素化	訪問型サービスB 住民主体による支援
対象者の利用者像	身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な方	生活支援が必要で、本人や家族が家事を行うことが困難な方	身体介護を伴わず、簡易な支援で日常生活が保てる方
サービス内容	ホームヘルパーによる ○身体介護 } (時間指定なし) ○生活援助 }	ホームヘルパーによる ○生活援助 (時間指定あり)	シルバー人材センター登録員による ○簡易な生活支援 (掃除、洗濯、ゴミだし等) (時間制限あり)
利用者負担額 (1割負担の場合の目安) 注) 所得によって負担割合が異なります。	週1回 月 1,172円 週2回 月 2,342円 週3回 月 3,715円	1回の利用につき、 20分以上45分未満 181円 45分以上 223円 ※但し、利用は週2回まで	1回の利用につき、 150円(60分まで) ※但し、利用は週1回まで

※本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えるなど、対象とならないサービスもあります。

## 通所型サービス

◆通所介護施設などで入浴、排泄、食事などの日常生活上の支援を受けたり、生活機能向上のための体操やレクリエーションなどに取り組みます。



サービス名称	介護予防通所介護相当サービス いままでのデイサービスと同じ	通所型サービスA サービス内容を一部簡素化	通所型サービスC 生活機能向上に向けたトレーニングを短期集中的に実施
対象者の利用者像	身体機能や認知機能の低下があり専門的な支援が必要な方	交流により運動機能や認知機能の維持が見込まれる方	生活機能の低下が見られ、リハビリの意欲がある方
サービス内容	○リハビリ(運動・栄養・口腔等) ○簡単な体操 ○レクリエーション ○入浴 ○送迎 ○食事 等 (時間の制限は無し)	○体操 ○レクリエーション ○送迎 (半日(3時間~4時間))	○生活機能向上に向けたトレーニング(リハビリ) ○送迎 (2時間程度) ※利用期間は原則3ヶ月です。 ※利用開始前、利用後にはリハビリ専門職による訪問を行います。
利用者負担額 (1割負担の場合の目安) 注) 所得によって負担割合が異なります。	週1回 月 1,655円 週2回 月 3,393円 注) 食費等は実費負担	1回の利用につき300円 ※但し、利用は週1回 注) 提供先である施設によっては、食事・入浴等は実費負担	1回の利用につき300円 ※但し、利用は週1回で、原則12回の利用で終了